

令別表第9に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧
(平成29年3月1日施行(27物質))

物質名	CAS 番号	裾切り値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1 %未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1 %未満	1 %未満
アルミニウム	7429-90-5	1 %未満	1 %未満
エチレン	74-85-1	1 %未満	1 %未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1 %未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1 %未満	1 %未満
O—3—クロロ—4—メチル—2—オキソ—2 H—クロメン—7—イル=O'O"—ジエチル= ホスホロチオアート	56-72-4	1 %未満	1 %未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1 %未満	0.1%未満
N・N—ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1 %未満	1 %未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1 %未満	1 %未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1 %未満	0.1%未満
ジメチル=2・2・2—トリクロロ—1—ヒド ロキシエチルホスホナート (別名 DEP)	52-68-6	1 %未満	0.1%未満
水素化ビス (2—メトキシエトキシ) アルミニ ウムナトリウム	22722-98-1	1 %未満	1 %未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1 %未満	0.1%未満
N—ビニル—2—ピロリドン	88-12-0	1 %未満	0.1%未満
ブテン (以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1 %未満	1 %未満
2—ブテン【β—ブテン】 (以下の2つの異性体の混合物)	107-01-7		
<i>c i s</i> —2—ブテン	590-18-1		
<i>t r a n s</i> —2—ブテン	624-64-6		
1—ブテン【α—ブテン】	106-98-9		
イソブテン	115-11-7		
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1 %未満	1 %未満
プロペン	115-07-1	1 %未満	1 %未満
1—ブロモプロパン	106-94-5	1 %未満	0.1%未満
3—ブロモ—1—プロペン (別名臭化アリル)	106-95-6	1 %未満	1 %未満
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1 %未満	1 %未満
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1 %未満	1 %未満

ペルフルオロオクタン酸		335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	1－メチルナフタレン	90-12-0	1 %未満	1 %未満
	2－メチルナフタレン	91-57-6		
2－メチル－5－ニトロアニリン		99-55-8	1 %未満	0.1%未満
N－メチル－2－ピロリドン		872-50-4	1 %未満	0.1%未満
沃化物		特定されず	1 %未満	1 %未満

※この政令の施行の際現に存在するものについては、名称等の表示義務に係る
法第 57 条第 1 項の規定は、平成 29 年 8 月 31 日まで適用しない。

※上表は、平成 28 年 3 月 29 日基発 0329 第 5 号の別紙です。